

平成29年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第2号）

平成29年3月6日（月）  
午前10時 開 議

【再 開】

【会議録署名議員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |  
日程第1 会議録署名議員の指名

【一般質問】

日程第2 一般質問

- (1) 4番 柴田勇雄君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
  - (1) 町内河川・土砂災害に対応した防災体制の整備について
  - (2) 高齢者肺炎球菌予防接種の接種率の向上対応策について
  
- (2) 2番 山崎邦廣君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - (1) 遊休農地対策の取組みについて
  
- (3) 8番 辰柳敬一君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
  - (1) 定住化対策について

平成29年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第2号）

議事日程告示年月日	平成29年2月23日（木）							
再開年月日	平成29年3月3日（金）							
会議の場所	葛巻町役場							
会議年月日	平成29年3月6日（月） 開議10時00分 散会13時50分							
議員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 欠席 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名		出欠席の有無	議席番号	議員氏名		出欠席の有無
	1	畑 福 弘		○	6	姉 帯 春 治		○
	2	山 崎 邦 廣		○	7	山 岸 はる美		○
	3	大 平 守		○	8	辰 柳 敬 一		○
	4	柴 田 勇 雄		○	9	高 宮 一 明		○
	5	鈴 木 満		○	10	中 崎 和 久		早
会議録署名議員	2 番	山 崎 邦 廣		6 番	姉 帯 春 治			
会議の書記	議会事務局長	澤 口 節 子		議会事務局総務係長	遠 藤 政 明			

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名		役 職 名	氏 名	
	町 長	鈴 木 重 男		住民会計課長	村 中 英 治	
	副 町 長	觸 澤 義 美		健康福祉課長	深澤口 和 則	
	教育委員長			農林環境エネルギー課長 兼 農業委員会事務局長	中 村 輝 実	
	農業委員会長	深 澤 進		建設水道課長	冬 村 一 彦	
	代表監査委員			教育委員会事務局教育次長	檜 木 幸 夫	
	教 育 長	中 田 直 雅		病院事務局長	岩 泉 宇 昭	
	総務企画課長	丹 内 勉		総務企画課室長	波 紫 徳 彰	
政策秘書課長	山 下 弘 司		総務企画課財政係長	近 藤 桂 太		

( 開議時刻 10時00分 )

#### 議長 ( 中崎和久君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は、10名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、2番、山崎邦廣君及び6番、姉帯春治君を指名します。

次に、日程第2、一般質問を行います。

今回の定例会議には、3名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限されていますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。

制限時間を超えての質問、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。

質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。

最初に、4番、柴田勇雄君。

#### 4番 ( 柴田勇雄君 )

私から、次の2項目について、質問をいたします。

はじめに、町内河川・土砂災害に対応した防災体制の整備について伺います。

平成28年台風10号襲来時の気象状況であります。8月21日に四国の南海上で発生したものが、迷走を続けながら北上し、30日には関東地方に接近、30日17時半ころ、暴風域を伴ったまま大船渡市付近に上陸、速度を上げながら東北地方を通過して日本海に抜けるという特異な進路をたどった台風でありました。台風が東北の太平洋側に上陸したのは、気象庁が統計を開始以来初めてということであります。

この台風10号の影響で、久慈市、宮古市で1時間に80ミリ、岩泉町で70ミリという猛烈な雨となり、河川の氾濫や橋脚に流木が堆積し、ダム化の様相を呈し、大災害が発生したことは記憶に新しいところでございます。

県内の人的、物的被害は甚大で、死者21名、行方不明者2名となり、住家被害では全壊472棟、半壊2,281棟を数え、また、孤立した住家は533世帯、1,093名と公表されております。この中で、特に被害が大きかった隣町の岩泉町では、仮設住宅への入居や我が家に戻れない方々が今尚多数おられ、不自由な生活を余儀なくされているとのことあります。このほか道路の崩壊や河川の護岸破損など多岐にわたっての被害が大き

く、激甚災害に指定され、これから本格的な復旧復興工事が予定されております。

当町も、この台風の影響から、岩泉町境の江川地区を中心に河川、道路、農業、林業施設に大きな被害を受け、現在、鋭意その復旧工事が進められております。

当町の自然条件は、ご承知のとおり、大被害を受けた岩泉町とよく類似している地形と思われます。両町とも急峻な山々と森林に囲まれ、平地が極端に少ない地域概況であることから、もし、当町に1時間当たり50ミリ以降の集中豪雨があれば、河川、土砂災害の発生率は極めて高くなるのが心配されます。

この際、事前防災体制の整備対応が必要不可欠の観点から、次の事項についてお尋ねをいたします。

一つ目には、町内には母なる川として馬淵川が袖山源流から江川、葛巻、田部を縦断し、一戸町に流れていますが、そのほかにも大、中、小の河川や支川が存在します。これら河川、支川の実態と管理主体がどのように区分されているのか、お伺いをいたします。

二つ目に、これまでも台風や集中豪雨等に伴う災害が町内で発生しておりますが、過去10年間の被害発生状況について伺います。

三つ目に、先の台風10号で、馬淵川の増水状況は、近年にない水嵩との声を聞き、川の流れが流出土砂で変わったとの話もあります。河川の流出土砂の堆積や河床の上昇、河道埋塞の実態について、どのように把握されているのか、お尋ねをいたします。併せて、その対応策についてもお知らせいただきたいと思っております。

河川の流域を見ても、中州や河岸に不要と思われる木や草が繁茂している光景が見られますが、これが洪水時に災害拡大につながらないのか心配です。この除去対応についてお聞きいたしたいと思っております。

五つ目に、河川の清流化や川魚の住みやすい河川環境づくりは、河川管理者として重要な任務と思われますが、現在の河川環境保全について伺います。

六つ目に、今年の台風10号による岩泉町の大災害を教訓としての防災体制強化のご所見を、お聞かせいただきたいと思っております。

七つ目に、災害は忘れたころにやってくる、備えあれば憂いなしの言葉が日本では古くから言い伝えられております。町の今後の河川、土砂災害に対応した防災体制の構築について伺います。

次に、2点目の高齢者肺炎球菌予防接種の接種率の向上対応策について伺います。

肺炎球菌による感染症の恐ろしさを少し勉強いたしましたところ、もし、肺炎にかかれば高齢者の真っ只中にある私自信の命が危ない、このように直感いたしました。日本人の死因第3位、亡くなる人の95パーセントが65歳以上の人となっております。また、肺炎球菌ワクチンを接種すると、ワクチンが対応している肺炎球菌が原因による肺炎であれば予防効果が高いとの情報と、インフルエンザ予防接種の両方をすると、さらに効果大とのことから、私も、この2月に肺炎球菌ワクチンを接種したものでございます。

この肺炎球菌の定期予防接種制度は、平成26年10月から法改正により実施されているようですが、他の予防接種と違い、個人予防に重点を置きながらも、本人の努力義務なしや、接種勧奨なしという非常に理解に苦しむ、おかしな制度の内容で、しか

も65歳以上の5歳刻みの年齢にある方の定期接種だけは公費負担として無料で受けられ、それ以外の方はすべて有料接種という変則的な制度となっております。

この高齢者肺炎球菌予防接種制度は、まだ日が浅く、制度周知も薄いこと等に鑑み、今回、あえて一般質問に取り上げさせていただきました。

年齢とともに身体の対抗力が低下してくる高齢者の方々が、肺炎球菌の予防接種を受け、肺炎という病気にかからず、死亡率の低下につながり、さらなる健康長寿の構築と、医療費の節約となる施策が、ぜひ必要と考え、次の質問をいたします。

一つ目に、高齢者の肺炎球菌による肺炎発症の実態をお知らせいただきたいと思えます。

二つ目に、高齢者肺炎球菌に係る定期接種の実施状況と町費負担について、お伺いをいたします。

三つ目に、高齢者肺炎球菌の予防接種制度の町民への情報周知の現状はどのようになっているのでしょうか。

四つ目に、高齢者肺炎球菌に係る任意接種者の現状把握と、自己負担は高額と思われませんが、どのような費用負担になっているのでしょうか。

五つ目に、高齢者肺炎球菌予防接種の接種率向上目標値はどのように設定されているのでしょうか。

六つ目に、高齢者肺炎球菌に係る任意接種者への助成方策の考えをお示しいただきたいと思えます。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの質問に、お答えをさせていただきます。

まず、1件目の町内河川・土砂災害に対応した防災体制の整備について、お答えをいたします。

1点目の町内の大、中、小河川の実態と管理主体についてであります。

河川は、流域面積や流域に点在する家屋等の戸数などにより、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川に区分されており、一級河川の指定区域(区間)外区間については国が、一級河川の指定区間及び二級河川については都道府県が、準用河川、普通河川については市町村が、それぞれ管理することとなっております。

町内においては、馬淵川、山形川、元町川の3河川が県管理となっており、その他の河川については町が管理しております。準用河川が26河川、普通河川については各所の沢筋などを含むことから、相当数の河川となるものであります。

次に、2点目の台風、豪雨災害等による町の被害発生状況、過去10年間の主なものについてであります。

平成19年以降に発生した豪雨などに伴い発生した災害ではありますが、公共土木施設、

農業用施設、林道など国からの災害復旧費補助により復旧した件数を年度別に申し上げますと、平成22年が50カ所、平成23年が81カ所、平成25年が20カ所、平成28年が65カ所となっており、4度の災害で合計216カ所となっております。

また、国からの災害復旧費補助の基準に満たなかった町単独による復旧箇所数を含めると、400カ所を超えた状況にあります。

次に、3点目の台風、豪雨災害等に伴う流出土砂の堆積と河床の上昇、河道埋塞の実態と対応策についてであります。

町が管理する準用河川及び普通河川につきましては、河川数が多く、全箇所の把握が難しい状況にあります。河川沿いに住居が点在している場所や、道路と並行している場所などについては、パトロールや住民からの通報などにより、河道掘削や河道内の倒木の除去などの作業を進めているところであります。

県管理河川となっております馬淵川を含む3河川につきましては、町管理河川と同様に、パトロールなどで状況を把握した際に岩手土木センターへ連絡し、対応をお願いしているところでもあります。

また、平成28年の台風災害時には、県管理河川を岩手土木センターと町が合同で河川の点検を行ったところであり、点検結果を踏まえて、優先度の高い箇所から順次対応いただいているところでもあります。

次に、4点目の町内河川の中州、河岸に繁茂する草木等除去の対応についてであります。

県管理河川の維持管理につきましては、町を流下する河川は町が管理するという観点から、平成23年度以降、岩手県から河川倒木処理の業務を受託しており、岩手土木センターと連携を図りながら安定した河道を維持するため、適切な管理を行ってきたところであり、このような管理事例は県内におきましては数少ないものであります。河川管理における優良事例のひとつであるというように思っております。

また、町管理河川につきましては、河道距離が長大であることから、河川沿いに住居が点在する区間や道路に隣接する区間などを重点的に作業しており、適切な維持管理に努めているところであります。

次に、5点目の河川環境の保全対応の現状についてであります。

町を流下する河川については、従来から管理者である県、町とともに河川周辺の安全の確保はもちろんのこと、周辺に生息、あるいは生育する希少動植物や景観などの自然環境にも配慮した維持管理に努めているところであります。

また、各地域の小中学校の授業においては、水質調査や動植物の調査など活発に取り組んでいただいているところでもあり、今後においても河川及びその周辺の環境保全に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、6点目の昨年の台風10号による岩泉町の大災害を教訓としての防災体制強化の所見についてであります。

岩泉町における台風第10号による被害の要因を見てみますと、豪雨による河川の増水のほか、河川沿いの倒木などが流木となり、橋脚や河川の合流点をせき止めたことや、崩落した土砂等の流出による河床の上昇による越水などが被害を拡大したと言われて

おります。

この状況を見ますと、日頃から河川環境の保全が重要であるということを再認識したところでもありますし、4点目で申し上げましたとおり、町内においては、平成23年度以降の倒木処理などの取り組みがあったからこそ、町内における被害が拡大しなかった要因であったと思うところであります。

今後におきましても、河川環境の保全に努める一方で、有事の際には災害が最小限にとどまるよう、県、消防団、自主防災隊などの関係機関と連携しながら、防災意識の高揚と万全な体制の維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、7点目の町の今後の河川、土砂災害に対応した防災体制の構築についてであります。

現在、町内には土砂災害等の危険性がある土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所などが358カ所ほどあり、特に危険性が高い箇所については、県が砂防ダムや治山ダムを整備しておりますが、箇所数が多いことや膨大な事業費を要することから、すべての危険箇所をカバーするだけの対策には至っていないのが現状であります。

こうしたことから、ソフト的な対策を併せていくことで、災害の被害の拡大を防ぐことが重要であり、町や消防団のみならず住民の皆さん自らが地域の危険箇所を把握し、異常に気づいたら自主的かつ速やかに避難行動に移ることを基本原則に、より良い防災体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、2件目の高齢者肺炎球菌予防接種の接種率の向上対応策について、お答えをいたします。

まず、1点目の高齢者の肺炎球菌による肺炎発症の実態についてであります。

厚生労働省の平成27年統計によりますと、肺炎は日本人の死因第3位となっており、うち約9割を65歳以上の高齢者が占めているとのことであります。

成人の肺炎患者の4分の1から3分の1程度が肺炎球菌によるものではないかと言われておりますが、肺炎球菌が発症の原因とされる肺炎患者の罹患者数の医学的な統計データがなく、町においても、肺炎発症に係る実態調査を行っておりませんので、肺炎球菌による肺炎の発症であるかは不明の状況にあります。

次に、2点目の高齢者肺炎球菌に係る定期接種の実施状況と町費負担についてであります。

現在、国では、高齢者肺炎球菌の定期接種について、平成26年度から平成30年度までの経過措置として、65歳以上の未接種者を対象に、当該年度に65歳から5歳刻みで該当年齢に到達した方を対象に予防接種を実施しております。

また、60歳以上65歳未満の方であっても、心臓などの機能や免疫機能に障がいがある方も対象としておりますが、平成23年度に東日本大震災の被災県で70歳以上の方を対象に実施された予防接種者は、定期接種の対象者から除かれることとなっております。

こうした中、町内における定期接種の実施状況であります。平成26年度及び平成27年度の実績は、それぞれ12パーセント程度となっておりますが、今年度は1月末時点で30パーセントを超えております。柴田議員は2月に接種なさったということですので、今年度はさらに上回るであろうというように思います。

接種費用の負担につきましては、予防接種法で低所得者以外からは実費の徴収が可能とされており、町内の医療機関で接種した場合、1人当たり7,900円ほど費用がかかりますが、町では生活保護受給者においては全額を、その他につきましては6,000円の費用助成を行い、本人負担の大幅な軽減を図っているところであります。

次に、3点目の高齢者肺炎球菌の予防接種制度の情報周知についてであります。

予防接種は、予防接種法第5条第1項に市町村長は、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについては、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を行わなければならないと規定されているところであります。

高齢者肺炎球菌につきましては、平成25年4月の予防接種法改正により、平成26年10月からB類疾病の対象とされたところでありますが、主に個人予防を重点とし、接種に対する本人の努力義務や町から個人への接種勧奨などの義務が課せられていない部類となります。

こうしたことから、同じB類疾病に区分されているインフルエンザの予防接種と同様に、チラシによる全戸配布や広報くずまきなどによる周知を行っているところであります。

次に、4点目の高齢者肺炎球菌に係る任意接種者、定期接種対象以外の方の現状把握と自己負担についてであります。

任意接種者の状況であります。町には接種実績の報告がなされないため、葛巻病院以外での任意接種者については不明であります。平成23年度に日本赤十字社が全額負担で実施した任意接種では880人、町単独事業で65歳以上の入院患者及び福祉施設入所者に自己負担なしで行った方が13人でありました。

また、葛巻病院における全額自己負担での任意接種者は、平成24年度以降の実績では、各年度とも1桁台で推移しており、5年間の累計接種者数は17人となっているところであります。

次に、5点目の高齢者肺炎球菌予防接種の接種率向上目標値についてであります。

厚生労働省は、予防接種に関する基本的な計画の中で、接種率の向上については、感染症のまん延防止や国民の疾病予防の観点から、定期接種について高い接種率が求められるとしながらも、接種率の統一的な算出方法や、目標とすべきワクチンごとの接種率については、引き続き検討するとしているところであります。

町としましては、国が具体的な算出方法や数値を示していない中で、独自の目標値を設定することは容易ではないことから、当面は具体的な目標値を定めないものの疾病予防の観点から、一人でも多くの方から接種していただけるよう、引き続き努力してまいります。

次に、6点目の高齢者肺炎球菌に係る任意接種者への助成方策についてであります。

厚生労働省では、経過措置期間が終了する平成30年度末以降の接種対象者について、経過措置対象者の接種状況や接種記録の保管体制の状況等を踏まえ、改めて検討することとしております。

こうしたことから、当町においては、国の動向を注視するとともに、住民ニーズなど



も踏まえた上で、必要な対策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

まず、どうも、1回目の答弁ありがとうございました。

先ほどの答弁の中でも、一生懸命、河川土砂災害については、防止対策は講じていますというようにお聞きしたわけなのですが、その中で、優先度の高い順というような表現を使っておられますけども、土砂災害、河床の上昇とか、土砂を取り除くような部分、こういったようなところを、台風10号のような大きな災害がきますと、一気に河床が上がってきて、土砂が溜まってくると、そういうようなところが非常に馬淵川でも見られますし、それから、小さな、いわゆる普通河川とか、そういうようなところでも見受けられると、そういったような部分については、非常に住民の方々も心配しておられまして、次にそういったような洪水がくると、私のところに水が上がるのではないかと、こっちの方に流れてくるのではないかと、そういうような心配が非常に高いわけです。そういったような部分の、予算の関係があるというようなこともあるでしょうけれども、そういったような調査段階についても、地域の方々への情報提供なども、大体ここは、このような除去ができますよとか、そういうような配慮をしていただければ、そういうような心配も、私はよろしいのではないかと思うのですが、馬淵川は特に心配されている部分がございますので、併せて、その普通河川等の部分についても、それから、非常に沢の部分、葛巻の場合が多いと、そのように感じておりますので、そういったような対応も併せてお願いをいたしたいと、このように思っております。まず、そういったような部分では、今後、優先度の高い順と言っているものの、そういったような部分の住民の方々も納得していただけるような、この優先順位はいつくらいまでに、そういったような部分が完了する見通しなのか、お知らせをいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

ただいまの土砂の堆積等の除去について、優先度の高いところからということについてのご質問でございますが、これにつきましては、当然、河川が増水したときなどには当課でパトロールしておりますし、また、災害の協定を結んでおります町内の土木業者さん等が自主的にパトロールをしていただいておりますので、そちらからの情報等も踏まえて状況を把握しているところでございます。

また、やはり長くその土地に住んでおられる方が一番心配をされて、近年にないということのご報告をいただいたりしております。そのようなところにつきましては、沢筋

など町が直接管理しなければならないところについては、これまでもご指摘があるとおり是正してきたところでございまして、今後におきましても河川の、先ほども町長が申し上げましたとおり、町内の県が管理する河川、あるいは町の管理しなければならない河川が優に距離数にしますと143キロ程度ございますので、これらを県と協議しながら、河川の維持管理業務を受けている中で進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

いずれ、地元の方々は早くそういったような優先度の方に乗って、除去してもらいたいというようなことがあるわけですので、なるべく早めに、一回というようなわけにはいかないことは重々承知しておりますけれども、その災害を除去するというような観点から、ぜひ早めな対応をよろしく願いをいたしたいと、このように思っております。

また、中州等の大きな流木、整備していますよというような答弁でございますけれども、中には大きくなりすぎているような部分も見受けられるわけですが、そういったような部分については、その住民の方々の情報はどこに、どのような形で情報をお願いして、除去とかそういうようなものをやればいいのか。その辺のところもお知らせをいただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

河川の中州に繁茂する草木の除去ということでございますが、クリーン葛巻行動の日が全町的に取り組みを始めて久しいわけですが、特に小田地区などでは昭和30年代から、春から秋にかけて川掃除の日として、毎月、掃除とか、あるいは草刈り等を実施していると伺っております。その他の地区におきましても同様の取り組みをされておりました、河川愛護への気運が高まっているものと思っております。

そのような中で、昭和63年からですが、うちが堤防のある地区を対象に、岩手県からの河川障害物等の除去委託を受けて、また、各自治会にこれをお願いして、草刈り等を主に実施していただいているところでございます。その中には、危険性のないところということで、選んでお願いしているものでございますので、中州とか、あるいは危険性のあるところについては、町の方でやらなければならないと思ってございます。

また、そういった場所について、どのように報告すればいいのかということでございましたが、それにつきましては、住民の皆さんは、それぞれ、どこの管理ということまでは把握されていない方もおられるかと思っておりますので、まずは当課、建設水道課の方にご連絡をいただければと思っておりますのでございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

次に、災害によります復旧をする場合に、どうしても大型の、町内の方が一番手っ取り早いわけですが、建設業者の方々、この機械力の対応力、現状は町内だけの業者の方々はどのような状況になっているのか。町にも若干はあるものの、ほとんどが民間の方々の業者の方に依頼せざるを得ない現状ではないかと、そういったような万が一の部分に備えての町内建設業者の方々との対応はどのような形で考えているのでしょうか。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

町で保有する重機等につきましては、主に道路整備等々を目的とした機械でございまして、直接、土砂の除去等に当たれるようなものは、小さなバックフォアが2台ございしますが、これにつきましては、増水した河川に近づくということは、まずは無理だと思っておりますので、その場合には町内の民間の土木業者さん等をお願いして大きな機械等で対応していただくというようなこととさせていただきます。

また、町内の土木業者さん等につきましては、災害時における、優先的にそういった仮復旧等に取り組んでいただくというようなことの協定も締結しておるところでございまして、今後とも、そういった面でご協力をいただくようにしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

これも、災害が発生したあとの部分になるわけですが、非常に他の例を見てもみますと、避難所の対応状況などに戸惑っているというような情報が新聞紙上等で伝えられてくるわけですが、当町の部分については非常に情報網、各避難所等に設置したというような、非常に心強いものがあるわけですが、例えば、避難した避難所での毛布とか、そういったような一時的に応急処置がとれるような体制がなっているのかどうか、そういったようなところは、この避難生活に、一週間なら一週間くらい、あと、応急的な食料とか、そういったような部分は、どのような形になっているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

避難所の緊急用の災害救援物資等の備品の備え状況ですけれども、現在、各避難所等に直接、例えば、毛布とか、そういったのは、まだ配備はできている状況ではございません。役場の方で管理している部分、それから、大きくは冬部の学校でしたか、各地区の2、3の施設を利用して配置してございます。今度、小田の方に防災センター等もできますし、その辺も、例えば、ひとつの北部地区とか、そういったような感じで備えていく予定でございます。それで、実際に避難した場合に、要望等もございまして、毛布をほしいとか、食料をほしいとかという部分、それにつきまして、その都度対応していたわけですが、今後、大規模災害等については、そういった事態も当然想定されるわけですので、各避難所にどのような形で整備すればいいかというのは、今後の、今回の教訓になるかと思っております。これから検討していくべき課題のひとつかと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

まず、基本的なものをきちっと整備した上で、なければ、それに越したことはないわけですが、万が一というようなこともございますので、十分な、こういったような災害についての対応力を高めていただいて、万が一のときに、ぜひ葛巻の部分については、こういうようにやりましたよというような形で対応をやっていただきたいと、そのように思います。

次に、高齢者肺炎球菌の方に移らせていただきたいと思っております。

まず、私、非常に不思議に思っているのは、定期接種者と任意接種者に分けている区分が、どのような形で、年齢的に5歳刻みでなっているわけですが、その理由が分からないですね。その背景はどのようなところであって、定期接種者、任意接種と分けざるを得ないのかなど、その理由とか背景があったら、お知らせをいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（深澤口和則君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

制度上65歳ということで、今、経過措置期間中で、5歳刻みでそれぞれ平成26年の10月から定期接種が実施されているわけですが、これは65歳という年齢以上一斉にということになりますと、ワクチン希望者が殺到するですとか、おそらく、そういった背景があつての5歳刻みで5年間平準的に接種を実施していくというよう

な背景があるというように認識しているところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

27年度の決算の状況を見てみましたところ、非常に、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、接種率12パーセントで極端に低くなっております。背景には、こういったようなこともあるのではないかと、現在は30パーセントを超えていますというようなお話でしたけども、これでは、せっかくの、こういったような予防接種法に規定されたものが活かされてこないのではないかと、そのように思います。そういったようなところで、いろいろな視点があるでしょうけれども、もう少し、これを高めるような形にして、インフルエンザと同じような私は予防接種ではないかなど、合わせれば、もっと効果が出るというようなことでございますから、そういったような意味では、こういったような接種率を向上させることが極めて死亡率を抑えることになりまして、健康長寿にもつながる、それから、医療費の軽減にもつながるというようなことになろうかと思っておりますので、この辺の対策をもう少し吟味していただければなと思っておりますところですが、その辺あたりはどうでしょうか。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（深澤口和則君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

町長からご答弁申し上げましたとおり、平成26年の10月から、この制度がスタートいたしまして、26年、27年、それぞれ12パーセント台、今年度に入りましては、1月末時点で30パーセント弱というような状況になっております。

町でも、広報あるいはチラシ等をそれぞれ配布いたしまして、接種率の向上対策に取り組んでいるところでもありますし、また、国におきましても、新聞あるいはテレビ等、マスコミを使いまして、接種率の向上対策、PRに努めているということでもあります。また、この制度スタートから日が浅いというようなこともありましてか、こういった現状で、30パーセントほどというような接種率でございます。

確かに、インフルエンザ等はかなり接種率も高い状況でございます。こうしたことから、さらに、この肺炎球菌の疾病についても住民の皆さんへの啓発を進めながら、今後とも接種率の向上に努めてまいりたいというように考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

## 4 番（柴田勇雄君）

もうひとつに、この接種率の低い原因の中に、この接種料、費用負担があるのではないかと思うのですが、これは非常に高いですよ。先ほどの答弁でも7,900円で、6,000円の助成をしておりますというようなお話なのですが、これは、いわゆる定期の方々へのことでしょうか。任意の方にも、そのような制度になっていますか。

## 議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

## 健康福祉課長（深澤口和則君）

6,000円の助成につきましては、あくまでも定期接種の方が対象ということになっているものでございます。

## 議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

## 4 番（柴田勇雄君）

定期接種者、5歳刻みだと思われましても、そうしますと、定期接種者の方には6,000円の助成はありますよと、たぶん、これは国の考えで、このようになっているのではないかと思っているわけですが、この肺炎球菌による部分は定期接種者だけがかかるものではなくて、任意接種者でも対象はもっと広がるわけですから、そういったような部分では、これだけでは私は肺炎の予防対策にはならないのではないかというようなことも言いたいわけです。こういったような部分は、県下でどのようところが、その任意接種者に対しても助成措置を講じ、こういったような接種率の向上に努めているのか。そしてまた、死亡率の低下につなげている、そういったような事例があったら、お知らせをいただきたいと思えます。

## 議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

## 健康福祉課長（深澤口和則君）

県内ほとんどの市町村、この制度としてスタートしているものでございまして、この5歳刻みの65歳から、65歳、70歳、5歳刻みでの定期接種者に対して助成措置をほとんどの市町村が実施、金額的には多少のばらつきはあるようでございます。約半額くらいを助成という市町村が多いようでございますけれども、そうした中で、定期接種者以外に対しても助成しているというのが、沿岸部の村で一つ、二つの村が実施しているという状況は把握しているところでございます。

## 議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4 番（柴田勇雄君）

いずれ、命に関わることで、その接種一本で予防できるのであれば、こういったような対応策はものすごく大事なことであり、そしてまた、町のこれまでの、いわゆる高齢者でございますから、まちづくりに多く携わってきた方々が対象になってきておるわけでございますから、こういったような部分については、もう少し進んだ考え方で、定期接種者のみならず、任意接種した場合でも、このような助成措置を作りまして、こういったような肺炎の対策をぜひ作っていただきまして、やってもらいたいというような声も聞いております。こういったようなことでの質問なわけでございますが、今の今というようなわけにはいかないでしょうけども、こういったような部分、葛巻は命を大事にする昔からのそういうような医療の制度の高い町でございますので、こういうような部分についても、ぜひ目を向けていただき、こういったような任意接種者に対しても助成、定期接種者と同じような対応方法をぜひ考えていただき、死亡率の低下とか健康長寿に結び付けていただきたいと、ご検討を求めまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（中崎和久君）

ここで、11時5分まで休憩します。

（休憩時刻 10時52分）

（再開時刻 11時05分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。一般質問を続けます。

2番、山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

山崎です。私から、質問を1件いたします。

遊休農地対策の取り組みについてでございます。

葛巻町の自然環境を形づくる多面的な要素を持っている農地につきましては、町では町内の田畑などを耕して穀類や野菜を作るなどの農地の耕作、この農地を耕作する目的には使用されずに、さらに引き続き農地が使用されないと見込まれるなど、農地を農業上に利用をしない耕作放棄地の対策といたしまして、町では今までに様々な政策により確かな成果を挙げております。

農地利用集積促進員を配置して、出し手農家と受け手農家の調整の促進を図ることや、農地パトロールなどで遊休農地を把握して早期に担い手農家へ貸し付けに務めることや、国道、県道の道路沿いに農地対策の啓蒙看板を設置、そして、遊休農地解消モデル展示圃を設置するなど、そして、さらには遊休農地を活用した幼児期の農業体験や食育

にも取り組み、遊休農地の発生防止を図ってきたところでございます。

これらの取り組みにより、かつては、1年以上にわたって耕作が行われていない農地は、農地面積全体の2.5パーセントであったものが、平成25年度末には、農地面積全体に占める割合は1.1パーセントと低い数値となりまして、取り組みの大きな成果を得てきたわけでありまして。

そして、さらには循環型農業の推進にも取り組んでいるわけでございます。

一方では、全国的な人口減少が継続し、今後、町の農家戸数のさらなる減少も懸念をされる状況にあります。

そこで、遊休農地対策の取り組みにつきまして、次の2点を質問いたします。

1点目の質問は、農地利用意向調査結果の現状についてであります。遊休農地に関する措置といたしましては、農地の利用状況の調査と、その次に、この調査結果に基づいて行われる農地の利用についての意向の調査があります。

この農地の利用、その状況についての調査は、農業委員会が毎年1回、葛巻町内にある農地の利用状況について行う調査であり、この調査の結果によって、実際に耕作されていない農地がある場合に、その農地が引き続き耕作されないと見込まれる場合、それから、農地の利用の程度が周囲の農地と比較をしまして著しく劣っている、そのような農地がある場合には、該当する農地について、その所有者などに対しまして、この農地を今後農業上利用するかどうかの意向を尋ねる調査を行うこととなっております。この農業上の利用に関する意向調査の結果につきまして、その推移はどのようになっているのか伺います。

2点目の質問は、遊休農地の予防施策についてであります。

農家には、農業収入と農外収入、そして、農業に従事する日数の違いから主業農家、準主業農家、そして副業的農家があり、あるいは兼業で農業を行っているかどうかで、専業農家と兼業農家、そのほかに自給的農家などに区分されるわけでございますけれども、このような農家のいずれの農家も、その農業生産の担い手は同時にその地域での生活者でありまして、暮らしている地域社会の担い手であり、そして、伝統文化の継承をする担い手でもあります。

このような農家がそれぞれ農家の事情によって、あるいは地域社会の事情によって、農業経営の労働力が町外や町内外のほかの産業へ流出するなどして減少していく場合や農業従事者の高齢化の進行による場合など様々な理由によりまして、農地を耕す耕作事業に従事する者が不在となっていくことが予想され、その結果、遊休農地の発生が見込まれるような場合に、その予防策についてどのように考えているのか伺います。

以上、遊休農地対策の取り組みにつきまして、2点を伺います。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山崎議員の質問に、お答えを申し上げます。



ご質問の遊休農地対策の取り組みについてであります。

まず、1点目の農地利用意向調査結果の状況についてであります。

農地を取り巻く国内の情勢としましては、農業従事者の高齢化や担い手の減少が進んでいることなどに伴い、遊休農地の面積が拡大していることが課題となっております。

このため、国では、農林水産業・地域の活力創造プランに基づき、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、平成26年度に担い手への農地の集約化を行う農地中間管理事業を創設したところであります。

また、このことに伴い、岩手県では、農地の受け皿となる組織、農地中間管理機構として公益社団法人岩手県農業公社が指定されております。

この機構は、経営を辞める場合や農地を貸したくても受け手がない場合、分散している農地を交換した場合など、農地の貸借、管理、基盤整備等による利用条件の改善を行い、利用集積を図るとしてありますが、事業を円滑に実施するため、業務の一部を市町村に委託しており、本町でも農地の貸借等に関する業務委託を受けているところであります。

また、農地の貸借調整を行う農地コーディネーターを、本町をはじめ県内各地域に配置しており、地域に根ざしたきめ細かな活動を行っております。

併せまして、平成26年度から農地法に基づき農業委員会が年1回行っている農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールにより発見した遊休農地、あるいは遊休化のおそれがある農地の所有者等に対し、農地利用意向調査を行うことが制度化され、遊休農地対策が強化されているところであります。

平成28年度は、遊休農地36.9ヘクタールの中、調査対象となる19ヘクタールについて調査を実施し、農地中間管理機構への農地の貸し付け、町が実施する農地利用集積円滑化事業の利用、自ら耕作を再開するなど、農地の所有者等から利用意向の確認を行いました。

結果としまして、制度改正から3年が経過しようとしており、農地中間管理機構に対する借入希望が増加傾向にあることなどから、全体の約4割が農地中間管理事業等の利用の意向となっております。

しかしながら、利用が困難な農地や受け手とのマッチングの可能性が低い農地など、管理機構の借入基準に適合しない農地も多く、協議が整わなかった農地については、非農地化を進めているところであります。

一方で、この調査が契機となり、僅かではありますが、自ら耕作を再開するなどの管理を行う意向を示す方も増えてきており、遊休農地の解消に一定の成果を挙げているものであります。

次に、2点目の遊休農地の予防施策についてであります。

遊休農地対策については、これまでも町農業委員会、各関係機関などと連携しながら、その対策に努めてきており、今年度は、農地中間管理事業を活用し、農地の貸借が低調な大石、九蔵坂、鈴鹿口地区を農地集積のモデル地区として選定し、農地の利用集積を図っております。

この地区では、集積モデル地区の選定を契機に、地域の話し合いによる農地の利用調

整についての機運が高まり、2月27日に大石、九蔵坂、鈴鹿口農地利用協議会が新たに設立され、町のモデルとして今後その活動が期待されるところであります。

また、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられてきた農用地、水路、農道等の多面的機能の発揮に支障が生じる状況となっていることから、国では、平成26年度から地域の共同活動や営農活動等に対し、多面的機能支払交付金による支援を行っております。

多面的機能支払交付金は、農業者等の組織により多面的機能を支える共同活動支援する農地維持支払と農村環境の良好な保全をはじめとする地域資源の質的向上を図る共同活動などを支援する資源向上支払があり、多面的機能の維持、発揮を図るための支援を行いながら地域資源の適切な保管理を推進することで、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするものとなっております。

平成28年度における本町での活用状況であります。小田、星野、前里の3地区において農地維持支払を活用した活動が行われております。

また、本町独自の遊休農地対策としましては、傾斜や狭隘な農地条件により大型機械が入れず集積が難しい遊休農地については、平成23年度から菜種の作付けを行った農家などに対して、10アール当たり15,000円の助成を行い、遊休農地対策と併せて資源循環型の農業を推進しているところであります。

菜種につきましては、緑肥、肥料、菜種油などとして利用できるほか、栽培においては、秋の播種から夏の収穫までの間、ほとんど労力がかからない作物であり、高齢者でも比較的育てやすいこと、また、景観作物としての観光の面からも期待されることから推奨しているものであります。

さらに、菜種利用の一環としまして、資源循環の観点からもバイオディーゼル燃料の使用についても可能性を模索しているところであります。

遊休農地発生の予防施策については、国の制度である農地中間管理事業や多面的機能支払交付金制度などを活用しながら、担い手に対する農地の集積を進めるとともに、各地域で主体的に農地の多面的機能の維持、発揮及び利用調整が図られるよう農業委員会や各関係機関と情報共有を図り、その予防に努めていく考えであります。

また、このほかにも、遊休農地が発生し荒廃農地となった場合への対応として、規模拡大を図る農家を中心に、荒廃農地を再生、利用する取り組みや、これに付随する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取り組みを総合的、包括的に支援する耕作放棄地再生利用緊急対策事業の活用も進めており、今年度につきましては、約2.3ヘクタールの面積の農地再生が図られたところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

ただいま答弁いただきました。

まず、1点目の農地利用の意向調査結果の推移についてでございますけれども、各県に一つ、その組織が設定をされている農地中間管理の活用によって、一定の成果が出ているというお話でございました。

それで、地域、葛巻町を含むそれ以外の広く地域を捉えますと、それぞれの市町村によって、いろいろな農地の広さ等を含めた違い等があると思います。その中で一定の成果を得ていることは、素晴らしい取り組みであるなど思うわけでございますが、その成果を得ている要因、葛巻にとって、その成果を得ている要因をお尋ねいたします。

併せて、今後、引き続き農地の中間管理を推進していく上で、その取り組みを阻害するような要因があれば、併せてお伺いをいたします。

#### 議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

#### 農業委員会事務局長（中村輝実君）

農業委員会事務局長として、お答えさせていただきます。

ただいまご質問がございました遊休農地の発生、今後の利活用に伴う阻害要因、それから、一定の成果についてということでございますけれども、遊休農地の発生要因といたしまして、まず、お話させていただきますと、現在、要因として考えられるものが、地主が不在となりまして、なかなか耕作の調整等ができないというような環境的要因、それから、農地自身が狭隘であることとか、あるいは傾斜等というような形で、地形条件によりまして、なかなか機械作業が困難な地理的要因のもの、この2点が主なものだと考えられております。

ただ、特に、これは遊休農地の再利用化といいますか、有効利用化を妨げている要因としましては、相続未登記になっている農地の存在というのが挙げられるのではないかと考えております。と申しますのは、この場合につきましては、相続の権利を持つ相続人の皆様方にそれぞれの承諾を得るという膨大な事務手続き、それから、時間、それと労力、こういったものを要することになりますので、これが円滑な農地の賃貸借の推進に阻害を及ぼすものだと考えているところでございます。

こういった状況の中で、農地利用の状況を葛巻として進めて、一定の成果を上げている要因としましては、やはり離農農家の戸数に対しまして、この面積が割と使われているという、この遊休農地の増加が緩やかに増加するような格好になっているのですが、これらというのは、基本的には条件の良い土地、こちらにつきましては、大規模化を図ろうとする酪農家を中心に集積をしっかりと進めているということ、それから、先ほど町長の答弁にもございましたように、狭隘な土地、これを1枚1枚利用するということになる、なかなか困難なものがございまして、これらを一体的に、地域一体となって、一体的面活用と申しますけれども、そういった活用の仕方を推進することによりまして、今の成果が上げられているものというように考えているところでございます。

#### 議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

## 2 番（山崎邦廣君）

答弁にありましたように、この農地を管理する、ひとつには地主が不在というお話もありました。この農家が農地を自主的に管理することに及ぼす影響につきましては、やはり地主の不在ということに関係しますと、農家の世帯収入に占める農業の経済的な役割と申しますか、収入が農業に役立っている、そのような役割が大きいのか、小さいのか。また、後継者難や高齢化などによって農家の戸数自体が減っていく、あるいは農業を経営していく上で、お話にありましたように、不利な農地が存在しているなど様々な要因、そのとおりあると思います。そこで、今後でございませけれども、町内にある農地を町内の農家が引き続いて耕作を行い、農地を利用し続けていくことにつきましては、中間管理機構の取り組みとも関連をさせまして、どのような見通しを持っているのか伺います。

## 議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

## 農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまご質問いただきました、今後の農地の利用の観点ということだというように解して、お答えさせていただきたいと思っております。

農業上の遊休農地の利用についてということなのですが、まず、最初に遊休農地の今後の発生見込みとか、そういったものについて触れさせていただきますと、正直申し上げますと、その遊休農地面積の発生については予断を持って、なかなかお話をすることは適当ではないものだというように考えておりますけれども、近年の傾向と、そういったものを踏まえまして、耕作者の高齢化、それから、近年の農業形態というのが集約的な経営形態というものになっております。いわゆる、これは大規模経営ということになるのですが、こういった農業構造の進展という状況を勘案しますと、やはり小規模耕作者という方は、どうしても離農という形で増えてくることになるのではないかと、そういう予想されるところでございませ。それによりまして、一定の農地利用につきましては、農地中間管理機構等の事業を活用しまして、集積が図られるものというように思っておりますけれども、どうしても条件不利地、こういったものについての使用が難しくなると、若干、その耕作放棄されていくというのは、これも避けられないものだろうというように考えております。

こういうこともございませるので、今後、いろいろと遊休農地の利用について考えていかなければならないのですが、今申し上げましたように、今の農地利用の新たな担い手と申しますか、集積者、この方々は酪農家が主流でございませ、こういった方々は今から大規模化という形で進んでいきます。そうなりますと、どうしても、この酪農家を前提とした遊休農地利用だけに頼った施策というのは非常に難しいものだというように考えてございませ、現在は、例えば、やまぶどうの振興とか、先ほど町長答弁に

ありましたように、菜種の栽培とか、それから、それ以外のところでも、国の制度に基づきまして、大豆とか、そういったものを作ったり、蕎麦を作ったりしても、それなりの農業所得の確保ができるような施策を当町でも実施しておりますので、そういったものを活用していくことが、ひとつ今後の遊休農地の利用低下を防ぐようなことになるのではないかとというように、利用低下ではなくて、遊休農地の発生を防ぐことになるのではないかとというように考えております。

それから、今は新たな農地利用のあり方としまして、農地法の改正によりまして、農家だけではなくて、農地を借り受けられる者というのが、一定の資格を持つ法人であれば可能ということになりまして、当町におきまして平成28年度より葛巻加工食品株式会社、いわゆるくずまきワインでございまして、こちらの方が遊休農地を活用したぶどうの栽培の方を試験的に実施しておるところでございまして。こういった新たな制度とか、こういったものも活用しながら、なかなか個人の農家さんでは使いにくいような農地、こういったものも最大限に活用していく施策を、私どもの方としては模索していくことが重要なことであろうというように考えておるところであります。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

分かりました。

続いて、質問の2点目の遊休農地の予防施策に関連してでございます。

先ほど、町長からの答弁にありました、この菜種の栽培につきましては、葛巻町の自然景観を構成する景観作物といたしましても素晴らしい取り組みであると思っております。この農地をどのように管理していくかにつきましては、農地を農地として利用しながら維持していく農地管理がもっとも望ましいわけですので、遊休農地化を防止する観点から、さらに伺います。

まず、先ほど農地の集積化というお話もございました。農地の借り手や受け手がいて、農地の権利が移動できる場合でございますけれども、農地の使用貸借、それから、あるいは賃貸借、また、利用権の設定などによって農地を移動する場合におきましては、一定の手続きを得て行われるわけでございます。

そして、さらに先ほどもお話があったように、相続未登記の問題もあるわけでございます。これを、その農地を使う権利を移動できるようにする場合には、言ってみれば手間がかかる、手続きに必要な労力や時間のことでございますけれども、農地の移動を促進して集積を図る上では、農地の貸し手、あるいは農地の出し手の事務的負担の軽減策、このような方策も必要と思っておりますが、このことにつきましては、どのように考えているのか伺います。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

**農業委員会事務局長（中村輝実君）**

こちらの方につきましては、また農業委員会事務局長としての立場でお答えさせていただきます。

まず、農地の賃貸借、それから、売買とか、こういったものにつきましては、山崎議員のご指摘のとおり、多大な労力、それから、時間、場合によっては費用を要するものでございます。

ただ、この耕作放棄地になっています農地というのは、大半がやはり個人財産でありますし、個人名義になっておりますので、そういったことを考えますと、どうしても所有権等の法律的関係から法に則った適切な手続きというのは、これは不可欠なものであろうというように考えております。したがって、その極端な事務の簡素化というのは困難なものであろうというように考えております。

それから、こういった手続きを行うことにつきまして、時間と労力を要するわけですが、賃貸借とか売買に関しましては、結構後々トラブルになったりする場合というのがございます。こういったトラブルを防止するためには、やはり、その貸し手、借り手の間で一定の相互理解というものをしっかりと形成していかなければならないということがございますので、そういった意味からも、その一定程度の、事務的に顔を合わせたり、手紙のやりとり、電話のやりとり等をしていただくことは、これは逆に必要なことではないかというように考えているところでございます。

ただ、今申し上げたように、一定程度のものはどうしても、その貸し手、借り手の方にお願ひすべきことになるのですが、実際は農業委員会、こちらの方で、かなり書類等、そういったものにつきましては一定程度、準備をさせていただきまして、極力その事務的な負担が農家さん、あるいは貸し手の方にかからないような形で実施しているところでございますので、この点につきましては、ご理解をいただきたいというように考えておるところでございます。

**議長（中崎和久君）**

山崎邦廣君。

**2番（山崎邦廣君）**

次に、農地に借り手などが、なかなか見つからない、そういった場合についてでございますけれども、農地の権利の移動が困難ということですが、先ほどお話に出たように、農地が狭隘で、農地として使うには狭い、そして、傾斜地などにつきましては、農地の移動が困難だということは私も認識しておりますけれども、農地そのものにつきましては、農地は当然のことといたしまして、耕す者の生活の場、さらには地域住民の生活の場でもあります。

また、農地を管理することにつきましては、農地を耕作者自らの管理と、町長の答弁にもございました、地域で共同して水路や農道の維持管理、草刈り、防除などの共同作業などによって地域の農地を面的に管理してきた歴史もございます。さらにまた、農地

は地域の自然環境を形成する多面的な要素がございますので、これは農家のみならず、同じ地域で暮らす農家以外の住民にとりましても生活環境の一部でございます。

このような農地管理の共同作業に、お話にありましたように、国の制度である農地維持支払制度や資源向上支払い制度などの多面的機能支払交付金制度を活用して、まだ少ないわけでございますけれども、地域で共同して農地の保全に取り組む活動が始まっております。農地の権利の移動や、農地として利用することが困難であったり、そういう農地を含めて農地全体を耕作者自らの管理と併せて、地域で共同して管理することで、後の世代へ農地を引き継いでいくことができるのではないかと考えるものでございます。このような農用地、水路、農道などの地域資源、そして、地域の農村環境を保全する活動に対しましては、遊休農地の予防対策という観点で支援も必要かとは思いますが、このことにつきましては、どのように考えるのか伺います。

#### 議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

#### 農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまご質問いただきました、農地をその農地としての利用だけに限らず、地域の環境資源としての活用のあり方、そういったものも含めてのご利用のお話だと解して、お答えさせていただきます。

まず、この多面的機能支払制度について若干お話をさせていただきますと、この多面的機能支払制度が元々措置されたのが、農地の維持を農業者個人でやっていくということに対して、なかなか困難になってきたという情勢がありまして、それに、その情勢を鑑みた上で、今、新たな制度としてできているところでございます。

特に、こういった情勢が顕著化しているのが、やはり中山間、そういったところとか、あとは耕作放棄地が出やすい狭隘な地域、こういったところになってくるのですが、こういったところの農地維持というものを地域の広域活動として捉えて、みんなで実施していくというようなことが考え方の基本となっております。

そのやり方としましては、これは、いくつかあるのですけれども、その地域内の担い手の方に、農地を集積して、その方が中心となって、その地域内の農地を利用していくという方法、それから、地域内の住民の方々、皆様方が一緒になって共同活動で、そういう農地維持管理をやっていく方法、それから、もうひとつ進んでいる方法では、農地を保有している地域の方々と、それから、都市圏の方々と、交流を図りながら農地を利用していく方法、例えば、これは、どういう方法があるかといいますと、農地を活用しながら、体験のための農地提供を地域が行い、都市部の方々に来てもらって、実際に耕作をやっていただくようなやり方、それから、自然農園みたいな形で、貸すという言い方も、これは意味が違いますが、そういう取り組みをする団体というのをつくって、そこで一緒に農地を耕していくというようなやり方、そういうものを包括して、こういった制度ができているところでございます。ですので、この制度自身の考え方に則って実施していきますと、ご指摘のとおり、単純にその農地で生産活動を行うだけで

はなくて、その農地として使いにくいところも併せて、地域の活動に使うことで、その地域の活性化を図るといったことが可能になりますし、そういった活動を通じて、景観の維持もされていくというようなことを目的としていますので、そういったのをご理解の上、総合的にその地域の実情に応じた形で使っていただければ、今の情勢よりは良くなるのではないかと認識しているところでございます。

それから、あとは、こういった農地の管理、国の制度に頼っただけでは、なかなか難しいものですから、それに乗り切れない部分につきましては、町が実施しておりますような事業、これも併せながら活用していただくことによりまして、かなり、そういったところの条件改善というのができてくるのではないかと考えておりますので、なにとぞ、そういった趣旨、それから、町の施策についてのご理解を賜りまして、皆様方のご協力をいただきたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

ただいまの多面的機能の支払制度につきましては、お話のとおりでございます。

これは、国の制度、国の方では全国一律、北海道は若干違うでしょうか、国で用意したいろいろな選択項目を、地域が取り組みの考え方によって項目を選択して、それから、それに取り組む団体、自治会もできますし、会社の方もできます、そういう制度でございますけれども、いずれにしても国、全国ほぼ一律の制度、これを、例えば県内の平野部であったり、山間地域の町であったり、いろいろな地域、地域の状況が違うはずでございます。こういった制度をそのまま葛巻に当てはめて、さらに成果を出していくことは非常に大切なことでございます。その辺の考え方について、どのように考えているか伺います。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまの制度の関係で、運用的な面でご質問いただいたというように解しますけれども、まず、この制度そのものは、ご指摘のとおり全国一律のやり方というか、ルールによって実施されております。ただ、実は、その実施される地区によって取り組みが異なります。その異なる取り組みに併せた形で交付金が出るというか、正直言いますと、その取り組みの内容はこれだというように昔の要領で決まっているわけではなくて、自主的にこういう取り組みを行いたいというものが補助対象になれば、それが交付金として、その地区に交付されるような仕組みになっております。

したがって、一例なのですけれども、農地維持支払交付金と言われるものにつき



ましては、例えば、水路の泥上げだとか、農道の路面維持、それから、その実施する自治会といった方がいいでしょうか、活動する協議会の年度活動の計画策定とか、そういったものについても支援するようになっていきますし、もうひとつが、資源向上支払交付金というのがございまして、こちらになりますと、今ある水路の、例えば、更新をすることも可能でございますし、ちょっと変わったものになってきますと、地域資源の資質向上を図る共同の活動といたしまして、植栽の活動とか、生き物調査とか、そういうものも実施できるようになっております。したがって、割と自由度が広い事業内容となっておりますので、地域の実情に合わせた形で、地域の方々が実際にやりたいことを計画していただくことが重要ではないかなというように考えております。それに併せまして、町としてはできる限りの施策、国の制度を活用しながら支援をしてみたいというように考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

この農地管理につきましては、先程来お話に出ておりますように、農地が傾斜地であったり、農業上、経営に適さない農地の管理であったり、そして、農地の耕作者が不在となるような場合の管理などは、人口減少が進む状況におきましては、本当に難しいものがございます。さらなる町の政策の充実を期待いたします。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

ここで、午後1時まで休憩します。

（休憩時刻 11時48分）

（再開時刻 13時00分）

副議長（高宮一明君）

ここで、議長を交替します。

休憩前に引き続き、会議を再開します。一般質問を続けます。

8番、辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

私は、今回、定住対策について一般質問をさせていただきます。

今回、定住対策を取り上げたのは、今後においても、町にとって最も重要な政策のひとつであると思っているからであり、また、定住対策の一つひとつが町の魅力につながるからであります。

2月でありましたが、常任委員会の研修視察で東京都の奥多摩町の方へ出かけてまい

りました。奥多摩町は本町と人口あるいは山が大変多いという、そういったことでも、大変類似の町でありました。木質バイオマスあるいは子育て支援、あるいは定住対策にも先進的な取り組みをされておる町であり、今後、我が町の取り組む中でも参考になるような事例もたくさんございましたので、お伺いをするものであります。

1点目ではありますが、本町でも様々な定住対策に取り組んでまいったところではありますが、その実績と成果、あるいは今後の見通しなどについて、お伺いをしたいと思います。

2点目ではありますが、定住化を進めるためには空き家対策にもっと力を入れて取り組むべきと考えますが、その点についてもお伺いをいたします。

3点目ではありますが、若者や町民の方々が、特に若者定住対策を進める上において、そういった若い人、いろいろな方々が集えるような場所づくりも大変重要なことだろうというように考えます。

先日の小学生との懇談会でも、もっとたくさん本を置く本屋さんがあればとか、あるいは、ゆっくり本を読めるような場所があれば、あるいはイオンモールのような、そんな場所があればというような意見、要望等がございました。当局の考えをお伺いいたします。

副議長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの辰柳敬一議員の質問に答弁をさせていただきます。

ご質問の定住化対策についてであります。

まず、1点目の様々な定住対策の実績、成果についてということであります。

町では、平成20年度から移住・定住対策を推進するため、様々な支援制度を創設してきたほか、平成25年度からは定住促進住宅の整備、平成28年度には、人口減少問題により積極果敢に取り組むため、移住・定住対策の専任部署として総務企画課内にいらっしやい葛巻推進室を新たに設置したところであります。

移住定住対策は、医療、子育て支援、教育、雇用、交通や地域コミュニティ維持など様々な分野の施策を総合的に推進していくことが重要であると認識しており、平成25年度以降は、特に若い世代の定住を促進するための住宅環境の整備に関する事業に力を入れてまいりました。

これまでの定住対策の実績ではありますが、まず、奨励金などのソフト事業としましては、Uターン者を対象としている各種奨励金制度では、これまでに28件、5,400,000円の奨励金を交付しているほか、平成23年度に創設した新婚ライフサポート金事業では、56件、5,600,000円を交付しております。

また、平成28年度から実施しております民間アパート等の家賃助成制度の若者定住家賃補助事業におきましては、11件、900,000円の交付実績を見込んでおるところであります。

住宅整備などのハード事業におきましては、現在、建設中の定住促進住宅を含め、町内5カ所に22世帯分の住宅が整備されるものであり、現在、提供可能な居室15室には12世帯が入居し、うち家族向け居室6室には5世帯が入居しております。極めて高い入居率でありまして、余裕としましては、余裕の居室は僅か3室でありますこと、それからまた、家族向けの居室には、僅か1室しかないというくらいの入居率でございます。

今後も、移住を希望される方に対しまして速やかに住居を提供できるよう、一定の空室を確保しながら運用を図ってまいりたいと考えております。

また、これらの取り組みにおける定住の状況であります。町からの転出者数から町への転入者数を差し引いた転出超過数は年々減少傾向にあり、担当課で把握しております平成20年度以降の移住者は73世帯、161名となっております。1世帯平均2.2人です。

定住促進住宅の整備を開始した平成25年度以降に移住した世帯主を年代別で見ますと、20代から30代の若い世代が全体の約8割を占めております。移住・定住対策の効果に手ごたえを感じているとともに、人口減少の歯止めにより一定の成果が上がっていることを実感しております。

このほかにも、昨年9月にはくずまき観光地域づくり協議会を立ち上げ、移住者や町内関係団体などで構成する移住・交流検討部会を協議会内に設置し、移住者などの生活をサポートする、仮称であります。葛巻町くらしのガイドの発刊作業に取り組むなど、町民や地域が参加しての新たな動きも出てまいりました。

今後、移住者などの受け皿となる各地域においても、いらっしやい葛巻への取り組みが全町的に広がりを見せていくことが重要と考えておりますので、移住・定住対策の推進をより一層加速させてまいりたいと考えております。

次に、2点目の定住化を進めるための空き家対策についてであります。

町では、移住・定住者の住居の確保と空き家対策の一環として、平成22年度から、空き家バンクおでゃんせ葛巻へ事業を実施しており、これまでに13件の空き家が登録され、うち11件について、移住者など住居を希望する方に対しまして仲介し、利活用されているところであります。

移住者など町内で住居を探されている方から、年に複数件の問い合わせがありますことから、これまでも町民に向けて空き家バンクへの登録をお願いするとともに、町外在住の空き家所有者にも周知を図るため、盆や年末年始の帰省の時期に併せて相談会を実施するなど、働きかけを進めてまいりました。

しかしながら、空き家バンクへの登録件数は横ばいで推移しておりまして、その主な要因としましては、家財道具などが片付いていない、あるいは他人へ貸すことに抵抗感がある、あるいはまた、年数回は利用しているなどであり、空き家のような状態ではあるが、空き家ではないとしている所有者が大半を占める状況となっているものであります。

また、老朽化が著しく、入居するには大規模なリフォームが必要な物件などの登録希望もございまして、原則として、現状で入居可能な住宅のみを空き家バンクの登録の対象としているものでもあります。

こうしたことから、人口減少問題対策の大きな柱のひとつである定住化に向けた住宅

施策を加速させるため、町では、平成25年度から定住促進住宅の整備を進めているほか、本年度は子育て支援住宅の整備に着手するなど、若い世代が安価で快適に居住できる様々なタイプの住宅環境の充実に努めているところであります。

一方で、人口減少に伴い、当町を含め全国的に空き家が増加している中で、茅葺の家屋やまちなかにある町屋のような古民家などについては、移住者や起業家などに人気があり、風情を活かしたりリフォームで、再生、再利用が図られる事例も多くなってきており、定住対策のひとつの流れともなっております。

本町においても、こうしたニーズを踏まえ、空き家の有効活用を図ることで、中心市街地のみならず、各地域の活性化や移住定住者の受け皿が確立されていくものと考えておりますので、自治会や所有者などの協力を得ながら、まずは町の中心部から空き家の実態調査を順次進めてまいりたいと考えております。

また、新たな取り組みといたしまして、平成29年度当初予算に、町に定住する町民が一定の基準で住宅を新築、または中古住宅を購入した際に1,000,000円を限度に助成する事業を計上しているほか、不動産関係の専門家との連携による空き家対策にも着手することとしているところであり、さらに定住化に向けた住宅環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の若者や町民の方々が集えるような場所づくりについてであります。

これまで町では、第三セクターやまちなか活性化協議会との連携した取り組みを含めて、ソフト、ハードの両面から様々な交流機会の創出に努めるとともに、若者や町民の皆さんが集える場づくりを進めてきたところであります。

ソフト面では、JRバス葛巻駅を会場とした四季ごとのイベント、社会体育館やモウモウ館での町民まつり、第三セクターのくずまき高原牧場や、くずまきワインを会場とした牧場まつりやつつじまつりなどの実施のほか、様々な場所で各種イベント、行事を開催するなど、年間を通じて町民が集える様々な機会づくりに努めてまいりました。

また、ハード面では、社会体育館や総合運動公園などは、スポーツや健康増進の面で、総合センターは文化、芸術面で、グリーンテージやモウモウ館、プラトー、もく木ドーム、森のこだま館などは、各種会合や催事など、それぞれの施設がその目的に応じ、町民交流の役割を担っているところであります。

こうした中、より一層、定住化対策を推進していく上で、これまでの取り組みに加え、若者や町民の皆さんにとって、さらに魅力ある新たな場所づくりも必要だと考えているところであります。

現在、老朽化した役場庁舎の建て替えに向けた基礎調査を進めており、新年度には、この調査結果を踏まえて基本構想策定に向けた取り組みを進めようとしているところであり、この取り組みでは施設の複合化を想定しているところでもあります。町民が気軽に集える空間づくりについても、併せて検討してまいりたいと考えているところであります。

役場庁舎などの公共施設の複合化につきましては、行政機能、交流機能、防災安全機能、商業機能などの集約化を図ることで、魅力的な場所や空間を創出し、町民はもとより、町外の方も興味を持って立ち寄れる施設として、また、新たな相互交流が生まれる

場所として、町の最重要課題である定住対策にも結び付くような施設としていきたいと考えているところであります。

具体的な整備計画の策定などにつきましては、来年度、建設委員会を立ち上げ取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

副議長（高宮一明君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

1点目ではありますが、ただいま着実に実績等が上がっているというご答弁をいただきました。

実は、奥多摩町で視察をいたしましたわけではありますが、奥多摩町でも、やはり、特に若い世代、それから、子どもたちが着実に増加している、そういうことのようにありました。むしろ本町の方が奥多摩よりも早くから、こういった定住、あるいは若者のそういったものに取り組んできたなど、そういう思いもしたところであります。

そこで、現在、例えば町外から、あるいは町内、どんな問い合わせ等があるものなのか、その辺の事例などがありましたら、お話をいただき、そして、どのように先の見通しを持っておられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

副議長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

問い合わせ等につきましては、最近、特に増えてきております。端的に言えば、例えば、葛巻を知った、あるいは葛巻を紹介するツアーとか、県とかでやっている、あるいは町なんかでもやっているわけですけども、そういうのに参加して、移住を考えたいと、はっきりおっしゃる方もおります。

そういった中で、例えば、住まいはどういうような制度になっているとか、あるいは、そこまではいなくても、とりあえず問い合わせの入口として、住まいとか仕事関係はどのような感じですかとか、あるいは町内の、Uターン者なんかは町内出身ですので、実家の方を通じて問い合わせをいただいたり、あるいは実家の方の方から、できれば呼びたいけども、うちの娘、息子夫婦は定住住宅に入れるでしょうかとか、そういった住まいを中心とした、あるいは働く場とか、そういったのが多ございます。

そして、これを今後どのような見通しということですが、まず、とにかく一番大事なものは、情報発信だと思っております。如何にして、奥多摩の話でありましても、うちの職員も参加させていただいて、報告等もいただきましたけども、決して、うちの方が制度的な部分で劣っているとか、そういうようには思っていないで、匹敵するものを、かなりきめ細かくやっているのではないかというような自負もしてございます。

そういった中で、ただ、それを如何に理解してもらうか、全国に向けて発信するか、

そこが非常に重要かなというように思っておりまして、そのPRという部分を、まだまだ努力しなければならないというように思っております。

副議長（高宮一明君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

ただいまは、もっともっとPRをしていきたいというお話をいただきました。

そこで、実は、常任委員会の視察において奥多摩町であります。人口構造、あるいは土地の多くを山林が占めるというようなことで、大変、本町と類似点が多い町であります。木質バイオであるとか、子育て支援、若者の移住・定住施策など、やはり先進的な取り組みを行っておりました。

そこで、空き家ではありますが、空き家の活用につきましては、奥多摩では、いわゆる平成27年に空き家対策特別措置法が施行されたこと、そのことによって、町が特定空き家であると特定することができるようになった、それが特定された場合、固定資産税が本来の税額に戻る、いわゆる6倍になりますよと、であるとか、あるいは危険な特定空き家と認定された場合は町が強制執行により強制的に解体工事ができる、そして、その解体工事をされた費用については、空き家の所有者の負担になりますよというような見出し、空き家を活用しませんかという中に、そういった法的なこと、そして、例えば、最大で、寄附をいただいた場合2,000,000円を交付する制度等を設けて、そして、空き家の利活用等を進めておたわけであります。

本町でも、もう少し分かりやすい、こういったパンフレットというか、そういったものを作りながら、その空き家の所有者に対しても、やはり最終的には、とにかく持ち主のすべてが責任になりますよと、あるいは火災の問題も随分取りざたされております。というのは、古くなってきて電線がネズミなんかに食われたりして、自然的に発火をする、そういった火災も発生しているようであります。そういったデメリットもお話しながら、新しいうちに空き家を活用できるようにすることによって、定住化にも結び付くのではというように思いますので、そういったことで、本町においても、そういった同様のようなことを制度を導入して進めていく考えはないのか、その点についてお伺いをします。

副議長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

奥多摩町さんの方では、空き家について寄附制度等を設けて、やっていらっしゃるというようなことのごようでございます。

先ほど議員さんの方から、うちの町と奥多摩町さんは、森林を中心とかということ、かなり町の形が似ているという部分もお話いただきました。

そういった中で、ひとつの大きな違いは、奥多摩町の方はJRの青梅線が走っているというところが大きな違いかなど、その沿線上が、いわゆる住宅利用の価値といたしますが、都会の人たちから、すごく注目されているというような部分で、その沿線上の空き家等について、工夫をしたやり方をしているのかなというように思っています。

当町で、例えば、寄附制度を設けるかというようなことにつきましては、先ほど町長の答弁にございましたように、まず、実態として、実際問題、一見空き家のように見えるけども空き家にしていないよというような回答の方が多ございます。そういった実態がございます。そこが、ひとつあるということと、そういった中で、まず、実態調査をする必要があると思っていましたので、町長答弁で申し上げましたとおり、まず、中心部からといったことではございますけども、その実態を踏まえて、その空き家の状況等を把握した上で、改めて検討するというような形で進められればなと思っています。

副議長（高宮一明君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

もちろん、いろいろ順序があって、いわゆる調査をしてからということになるかと思えます。特に、この空き家対策特別措置法が通ったとか、そういったことを一般の所有者であったり、一般の方々は分からないわけにありますので、その辺の周知徹底もしながら、ひとつ取り組んでいただきたいなど、そのように思います。

それから、印象に残りましたのは、子育て世帯の定住に有利なことをアピールするため、5人家族のモデルケースを設定しまして、手厚い支援を行っているのですよというような、具体的な支給金額を示してPRを行ってありました。

例えばであります、奥多摩に来て子育てをした場合、全体では7,020,000円も年間で得になりますよと、保育園が無料であるとか、医療費であるとか、住宅の補助であるとか、そういったものを全部足して、そして、奥多摩に来ますと7,000,000円儲かりますよみたいなことでやってありました。

そこで、本町においても、子育て支援世帯に向けて、いろいろ手厚い施策を講じております。また、新年度予算の中でも、そういったものがあるわけではあります、その辺のPRをもう少し強化したならばというように思うわけなのですが、その点について伺います。

副議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答え申し上げます。

今回、奥多摩町の視察をされて、その際に子育て支援、あるいは若者の移住・定住というのに大変取り組んでいる状況、資料等も私も見せていただきました。

そういう中で、今お話ありますように、奥多摩町では独自の子ども・子育て支援事業費というようなことの中で、夫婦2人で移住して、その中で、3人の子どもに恵まれたといえますか、そういう状況の中での試算をされている資料を見せていただきました。そういう中で、トータル的に見ますと、今、議員おっしゃるとおり、7,000,000円ちょっと超えているといえますか、そういう支援のシミュレーションをされている資料であったと思っております。

そういう中で、当町でということではありますが、町でも、先程来、町長から答弁しておりますように、子育て支援、あるいは移住・定住、若者の移住・定住を優先的にこれまでも取り組んできた成果も少しずつ出ているという町長の答弁であったわけですが、そういう中で、町の方の状況もシミュレーションして、これは試算でございますが、一応してみました。そうしますと、例えば、マタニティのライフサポート金、それから、医療費であります、18歳未満といえますか、全額医療費を助成している、そのほか、保育料であります、これまでも年長児、あるいは第3子を支援して、無料化といえますか、免除の方向で対策を講じてきたわけですが、29年度であります、今年度の当初予算においても、第2子に支援をすると、無料化ということで、それも努めてきましたし、それから、予防接種等々についても町が全負担をするというような助成、さらには定住促進住宅であります、子ども1人につき10,000円の支援というようなこと等をトータルで見ても、例えば、子ども1人の場合、トータルしていきますと1,500,000円ほどになっておりますが、今のような部分を第2子までトータルで積算しますと4,500,000円、それから、奥多摩町と同じように、第3子までを積算しますと7,690,000円、7,700,000円ほどに、奥多摩町より、さらに、支援として劣らない、むしろ、そういう立場から見た場合、有利な支援になっていると、このようにも思っておるところであります。

そういう中に、議員ご指摘のとおり、今お話しましたような内容をしっかりと、その子育て世帯に併せたケースをしっかりと整理しながら、具体的に金額を算出いたしました、PRしてまいりたいと、このように考えておるところであります。

#### 副議長（高宮一明君）

辰柳敬一君。

#### 8番（辰柳敬一君）

ただいまは、いろいろと我が町の取り組みについてお話をいただきました。ぜひとも、その辺を分かりやすい、奥多摩では、こういったようにガイドブックというようなことで作っておりましたが、そして、先ほど申し上げましたように、こういったように7,020,000円、奥多摩で子育てをすればというようなことでありました。ひとつ積極的にPRもしていただきたいと、そのように思います。

続きまして、産業についても、奥多摩も我が町もなかなか十分あるところではないために、奥多摩に住居を置きながら、そして、都心に職場を求め、そういった方々をターゲットとした青梅線の沿線を、若者定住促進ゾーンというようなことに設定をして、重



点的に子育て世帯向けの賃貸住宅の建設をされておりました。

本町でも、新年度予算で小屋瀬の住宅がそれに当たるわけではありますが、その辺の考え方、確かに滝沢であるとか、盛岡市に大変、葛巻の方々が家を持たれて生活をしておられます。あるいは、住宅を持たない方々で、小屋瀬あたりからであれば、盛岡であれ、滝沢であれ、楽に通勤もできるわけでありまして、その辺の、今回2棟整備をするという予算ではありますが、その辺の考え方、今後、町ではどのような考えで、どのように進めていくのか、もう少し詳しくお話いただければと思います。

副議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今回、小屋瀬地区に子育て支援住宅として、2棟整備中ではありますが、そういう整備の考え方ということでございます。ひとつには、隣接、町内の職場ということ考えた場合に、どうしても限られた職場といいますか、そしてまた、若い世代が希望する仕事、職場というのが、どうしても限られてくるという部分もございます。したがって、そうしますと、隣接の市町村といいますか、盛岡市あるいは滝沢市に通勤しながら、葛巻に住居を構えて、そういう方々の対応といいますか、そういったようなことも視野に入れながら、今回、今のような整備を立ち上げているものであります。

まず、そういう中で、盛岡あるいは滝沢市といいますが、一定の距離も、どうしても通勤の時間というのは1時間といいますか、そういう時間帯を超えるとといいますか、そういう状況にもございますので、そういう中にも、今、町内のDMOということで取り組んでいるわけではありますが、若い人たちの、今の地域の資源を活かしながら、あるいは特産品等の販路の拡大であったり、そういう中に、地域の資源をさらに活かした新商品の開発、そういったようなもの等も町自体に、やはり、そういう魅力も高めながら、両面から考えていかなければならないと思っております。

今回のそういう小屋瀬地区子育て支援、20代、30代の方々からおいでになっていただくという形の中で考えているものではあります。町内あるいは町外の、そういう利用者の利便性も図りながら、今後進めていかなければならないと、そういうように思っております。

副議長（高宮一明君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

いずれ、よく余所者と言われますが、来ていただいて、新たな視点で葛巻を見つめ直していただくということは、本当に、これからの町の発展のためには絶対必要なことであるなど、そのように思うところであります。

先ほど、町長の答弁の中には、役場庁舎の、いわゆる新築に向けて、いろいろな交流機能を持たせた、そういったことをやるという、そういうお話をいただきました。

それで、最後になりますが、いわゆる町長は就任以来、夢しか実現するものはないと、こういうお話をされております。あるいは先日の三町のサミットにおいても、夢しか実現するものはないということで締められておりました。そういった定住を進める、あるいは若い人たちの移住を進めるという中で、役場庁舎の新築、あるいは、この辺一帯の施設の整備というのは、まだまだ先になるわけですが、あるいはまた、酪農につきましても、大変気になるのは、50頭くらいの規模で、いろいろな理由で辞められる方が多くなっております。私は、この辺も、いわゆる空き家と同じで、あの施設をうまく活用したならば、若者の定住にも結び付くし、酪農というのは収入が、まず、計画的にやれるものですから、そういったことでも大変、50頭くらいの設備をされた牛舎が、ただ、ただ腐っていくというか、使われないのは大変忍びないわけがあります。この辺も、やはり空き家と併せて今後の課題になるのだらうと、特に葛巻型酪農構想というのは、そういったことをすべて解決するような、そんな酪農構想であったけれども、なかなか若い人たちには、まず、共同でという、何人かで組んでというのにも抵抗があって、なかなか理解してもらえないわけがあります。そういったことで、すべて、そういった役場庁舎の建設、そういったことを含めて、町長からひとつ夢の部分もあるわけがありますけれども、今、示すことによって、やはり葛巻へ行けばいいなということにもつながると思いますので、今いろいろ答弁をいただきながら進めてまいりましたが、最後にお話をいただいて、一般質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

副議長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

今、辰柳議員さんからは、若者定住、移住・定住に向けての酪農の町のあり方等も含めて、町長の考えということであります。

正に、この町の基幹産業であります酪農、我が町葛巻にとっては極めて大事であります。先ほども山崎議員から質問のごございました、この耕作放棄地の解消の問題等につながるものであります。幸い、今、酪農が基幹産業でありますので、全国的に見ましても、県内におきましても、耕作放棄地は極めて少ない町であります。これは、酪農がしっかりと定着している、長い歴史の中で先人が築いて、そして、今につながっているものであります。この農地、土地、これをしっかりと次の時代につないでいかなければならないというように思うわけがあります。農地は食料生産をするという役割のほかに、国土保全という役割もあるわけがあります。そういう中で、土に力をつける、土に蓄えるということを私は基本にいろいろ、これまでも考えて、まちづくりの中で、農業に対して、酪農に対しての支援、基本の土づくりに力を入れてきたものであります。

そういう中で、この耕作放棄地の中に菜種も植えようというのも、土に力をつけることも狙いのひとつであります。そういったことをしながら、地力をしっかりと持った、

ある、蓄えた農地を次の時代につなぎ、耕作放棄地の解消にも努めてまいりたいと、そのように思いますことから、酪農に関しましても、どういう形でも維持、発展をさせてまいりたいというように思うわけであります。小規模の農家、現状の規模で維持をしようとする農家には現状の規模で維持できるように、そしてまた、規模拡大をしたいという農家に対しては規模拡大できるように、そういう二つの面で、どういう形でも維持できるような、そういう施策を考えてまいりたいというように思っているものであります。

移住・定住に関しましては、若い人が町に住むという件につきましては、実は今日も1件、県外から若い人が、この4月から葛巻に住みたいという問い合わせがあったところであります、ぜひ町の施設に住んでくれればよいなというように考えているところでもあります。

そういう中で、やはり大事なものは、これまでいろいろな分野、いろいろな部分に取り組んでまいりました。空き家対策にも、空き家に住むというのは一番手っ取り早くて、経費もかからないだろうと、そうも思って取り組んできました。しかしながら、決してそうでもないのです。空き家に住むと意外とかかるものであります。水回り、住環境をしっかりと快適に整備するということになりますと、むしろ場合によれば、新築よりもかかる、そして、快適性は、それぞれの価値観があるわけではありますが、なかなか難しい部分もある。そういったことから、住環境をしっかりと整備するというのが移住・定住、若者定住には大事だということを強く認識をした次第でありまして、この住環境の整備をしてまいりたいというように考えているものであります。

それからまた、もうひとつは、どこに住むかなわけでありまして。435平方キロの我が町葛巻の中で、新しく葛巻に向かってきた方が、どの地域に、どこに住むかというときに、やはり、それぞれの地域の熱い思いも必要なのです。私たちと一緒に暮らしましょうよ、一緒に我が地区に住んでくださいよ、そういう地域からの熱い思いや、地域からの情報発信、そういったものも大事であります。で、ありますので、今度は地域の、町内全地域の、ある意味、競争にもなってくるだろうというようにも思います。いずれ、どういう形でも若い人が町に住む、増えるということに対しては、今後も力をしっかりと入れてまいりたいというように思うものであります。

そういう中で、平成29年度、新年度から検討を開始します町役場の建設計画検討委員会等を立ち上げるわけでありまして、これにつきましては、向こう50年でしょうか、100年でしょうか、使う施設になろうかと思っておりますので、より町民の方の利便性が高まるような、誰もが使いやすいような、そういう施設空間にしてまいりたいというように思っているものであります。官だ、民だということではなくて、町民一体という、そういう町民一体感を示すような役場、病院、学校、この空間にしていきたいというように思うわけでありまして。

今、町内の町中心部の町民の方々が多く利用する、多く集まる施設というのは、なかなか交通、ほとんどが車での方が多いわけでありまして、駐車場等を見ましても、どの施設も駐車場に関しては十分でないということも感じられますので、新しい役場が建設をされたときには、駐車場もしっかりと確保しながら、安全も確保できるような状況にして、そして、バスも全方向からのバスが乗り入れ可能なような、そういう中心部

にしてまいりたい、そう思うものであります。

それに向けて、今、堤防が2車線化になり、そして、堤防がさらに今の2倍の規模に増強になり、町の中心部の将来に向けての安心にもつながるものでありまして、町民の安心、安全を確保しながら、さらに役場、病院、そして、小学校のある、この一帯をより利便性の高い、町民の誇りにつながるような、そういう場につくっていければというように思うものでありまして、議員各位のより一層のご理解、ご支援、ご協力を賜りたい、そのようにお願いをいたす次第であります。よろしくどうぞお願いいたします。

副議長（高宮一明君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

ありがとうございます。

国でも地方創生というようなことで大変力を入れておりますので、ぜひとも、今後とも国からいっぱいお金をもたらってきて、ひとつ頑張っていたきたいと思っております。

なお、澤口局長をはじめ、今年度をもって勇退をされます課長の皆さん、あるいは職員の皆様方には本当に長い間、町の発展のために大変なご尽力を賜りましたことに、私から感謝を申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

副議長（高宮一明君）

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

議事の都合により、明日3月7日から13日までの7日間を休会としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、3月7日から13日までの7日間を休会とすることに決定しました。

なお、7日、9日及び10日は、議案審査のため、輝くふるさと常任委員会を開会しますので、お知らせいたします。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

（散会時刻 13時50分）